

第8期 由利本荘市高齢者保健福祉計画【概要版】

総論 第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の趣旨

市の新創造ビジョン基本構想を踏まえ、現計画(第7期)の基本理念や「地域包括ケアシステム」の深化・推進を継承しつつ、介護保険サービス基盤や、高齢者保健福祉についてより一層の充実を図るため第8期計画を策定します。

■法令等の根拠

老人福祉法第20条の8第1項により「市町村老人福祉計画」の策定が義務づけられています。同条第2項及び第3項により、基本的な政策目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策を盛り込んだ計画とします。

■計画の策定体制

地域の特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「由利本荘市高齢者保健福祉計画策定委員会」において検討します。

■計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

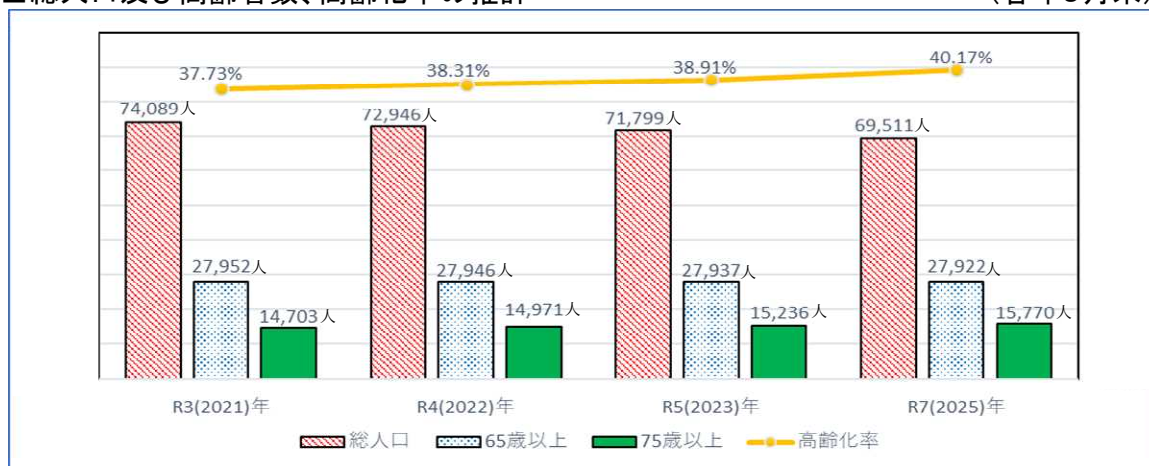
■他計画との調和

介護保険法第117条第1項による「介護保険事業計画」をはじめ、市における様々な計画と整合性をもって策定します。

総論 第2章 高齢者等の現状と将来推計

■総人口及び高齢者数、高齢化率の推計

(各年9月末)



令和3年から7年までの総人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は横ばいとなり、75歳以上の人口は年々増加傾向で推移するものと見込まれます。

(単位：人)

	R3(2021)年	R4(2022)年	R5(2023)年	R7(2025)年
総人口 (人)	74,089	72,946	71,799	69,511
65歳以上 (人)	27,952	27,946	27,937	27,922
75歳以上 (人)	14,703	14,971	15,236	15,770
高齢化率	37.73%	38.31%	38.91%	40.17%
総人口に占める 75歳以上の割合	19.85%	20.52%	21.22%	22.69%

総論 第3章 計画の基本理念と重点施策

■基本理念

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で
その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことを可能とする
地域づくり

■基本方針

「地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成」を目指す上で、何よりも大切なことは、医療や介護が必要になっても、ふれあいの絆の中で、自らの能力を最大限に生かしながら「生きがい」と尊厳を持って主体的に暮らし、つながりとふれあいのある地域をつくることです。

今後ますます高齢化が進行していくなか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれますが、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の機能強化を図ることで、高齢者が介護や療養が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とする地域づくりを目指します。

■重点施策

(1) 高齢者の自立支援、介護予防の推進

地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制など、地域の実態や状況に応じた取り組みにより高齢者の自立支援と介護予防を推進します。

(2) 地域の実情に合わせた介護サービスの充実

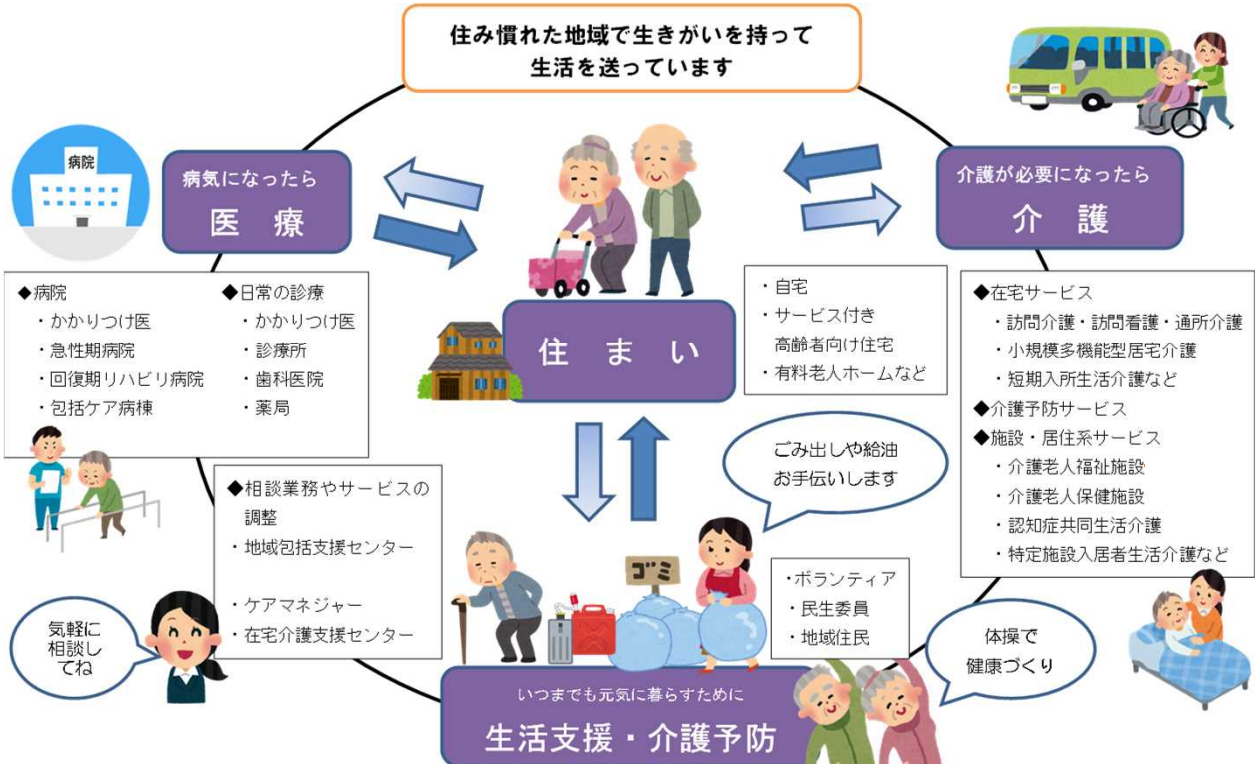
認知症の人や高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう地域に密着した介護サービスの提供や、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者やその家族への支援体制の整備等を一体的に推進します。

(3) 地域における高齢者の支援体制の強化

地域包括支援センターを中核に、医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の充実、高齢者の居住安定に係る施策との連携に継続して取り組んで行くことで、地域の高齢者を包括的に支援する体制「地域包括ケアシステム」を強化します。

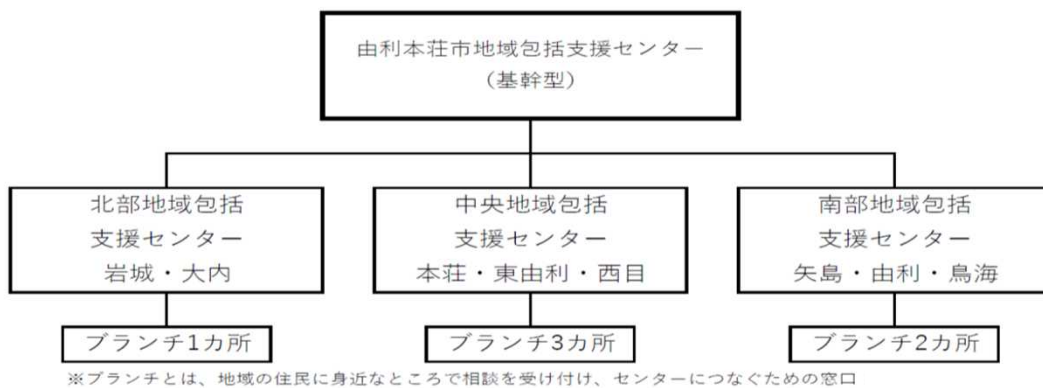
各論 第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進

由利本荘市地域包括ケアシステムの姿



本市では、第7期計画期間に地域包括支援センターを新たに1カ所設置し、北部・中央・南部の3ブロック体制とし、統括として「基幹型」センターを位置づけ、機能を拡充しました。「地域包括ケアシステム」の推進に向けた体制づくりや、高齢者から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応できる総合相談体制を強化していきます。

●地域包括支援センターの組織図



各論 第2章 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

各論 第3章 介護保険給付対象サービス

■地域密着型サービスの整備目標

サービス種別	R2(2020)年度 既存事業所数	R3(2021)年度 整備目標 事業所数	R4(2022)年度 整備目標 事業所数	R5(2023)年度 整備目標 事業所数	今期末 事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0	0	1	4
夜間対応型訪問介護	0	1	0	0	1
認知症対応型通所介護	2	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	3	0	1	1	5
認知症対応型共同生活介護	17	1	1	0	19
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	0	0	0	2
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	2
地域密着型通所介護	12	0	0	0	12

※ 地域密着型サービスとは

今後、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるなかで、高齢者が身近な地域で生活が送れるようにするためのサービス体系です。

本荘由利広域市町村圏組合の圏域内で提供されるサービスなので、サービス事業所の指定、監督は組合であり、市民が優先してそのサービスを利用することができます。

■施設介護型サービスの整備目標

入所待機者の増加等に対応し、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を令和4年度に1施設(50床)、令和5年度に1施設(50床)を整備します。

各論 第4章 高齢者福祉サービスの充実

軽度生活援助事業等の生活支援サービス、家族介護手当支給事業等の家族介護支援、敬老会開催事業等の高齢者福祉サービスについて、今後も事業の周知を図り、現状のサービス提供を維持しながら事業の実施に努めます。

各論 第5章 高齢者が活躍できる社会づくり

老人クラブの活動を支援し、高齢者同士のふれあい・生きがいづくりを支援します。

また、高齢者の豊富な経験・能力が活用できるよう、ボランティア活動への参加や、高齢者の多様な雇用・就労機会の確保を図るため、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの関係機関と連携して参ります。

各論 第6章 計画に関する行政等の体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。